

学生納付金未納者に対する取扱いについて

【平成16年3月18日 国技内規第14号】

【平成23年2月3日 一部改正】

ものづくり大学学則第48条の規定に基づき、学生納付金未納者に対する取扱いについては下記のとおり定める。

記

1. 卒業見込者以外の学生納付金に対する取扱い

(1) 学生納付金未納者に対する督促状の送付

学生納付金未納者に対しては、以下の者を対象に学費支弁者あて内容証明郵便で督促する。

- イ 第1学期学生納付金については、5月末日時点で入金されていない者
- ロ 第2学期学生納付金については、8月末日時点で入金されていない者
- ハ 第3学期学生納付金については、11月末日時点で入金されていない者
- ニ 第4学期学生納付金については、2月末日時点で入金されていない者

(2) 学生納付金の延納

イ 学費支弁者が経済上の理由等により学生納付金を「ものづくり大学学生納付金等納入規程第3条」に規定する納入期限日までに納入することが困難となった場合には、学費支弁者からの書面による申請に基づき、学生納付金の納付を納入期限日から最長で3ヶ月間延長することがある。

なお、申請に際しては、学校法人ものづくり大学の指定する様式（「学生納付金延納願」）を使用しなければならない。

ロ 学校法人は学生納付金延納願の内容を精査し、延納を許可する場合には、「延納願受理通知」を学費支弁者あてに配達証明郵便で送付する。

ハ 延納を許可された学費支弁者が、やむを得ない事情により期日までに納付できないときは、「学生納付金延納願」を再度提出することにより最長3ヶ月で1回を限度として再延納を許可することがある。

ニ 特段の事由の場合は、この限りではない。

(3) 学生納付金未納者の除籍

次の場合は、除籍の手続きとして、学科長及び教務委員会に報告する。

イ 上記(1)による督促状を送付して1ヶ月を経過しても入金がなく、その後再度督促状を送付して1ヶ月を経過してもなお入金がない場合

ロ 上記(2)一ハによる「学生納付金延納願」の最終納入予定日を超えてもなお学生納付金の未納がある場合（新規に発生した学生納付金の未納を除く。）

2. 卒業見込者の学生納付金に対する取扱い

(1) 学生納付金未納者に対する督促状の送付

学生納付金未納者に対しては、以下の者を対象に学費支弁者あて内容証明郵便で督促する。

イ 第1、第2及び第3学期学生納付金の取扱いについては、上記1(1)と同様

ロ 第4学期学生納付金の取扱いについては、12月末日時点で入金がされていない者

(2) 学生納付金の延納

上記1 (2)と同様とする。ただし、第3学期学生納付金の再延納及び第4学期学生納付金の延納期日は、原則として1月末日までとする。

なお、第4学期学生納付金の再延納はできないものとする。

(3) 学生納付金未納者の除籍

上記1 (3)と同様とする。

3. 諸証明等の発行停止及び卒業の取扱い

(1) 学生納付金未納につき督促状を送付した者については、学生納付金が納入されるまでの間、諸証明等の発行を停止する。

(2) 卒業見込者が学生納付金を完納しない場合には、卒業認定を行わないこととし、完納が済み次第、遅滞なく卒業認定を行うこととする。